

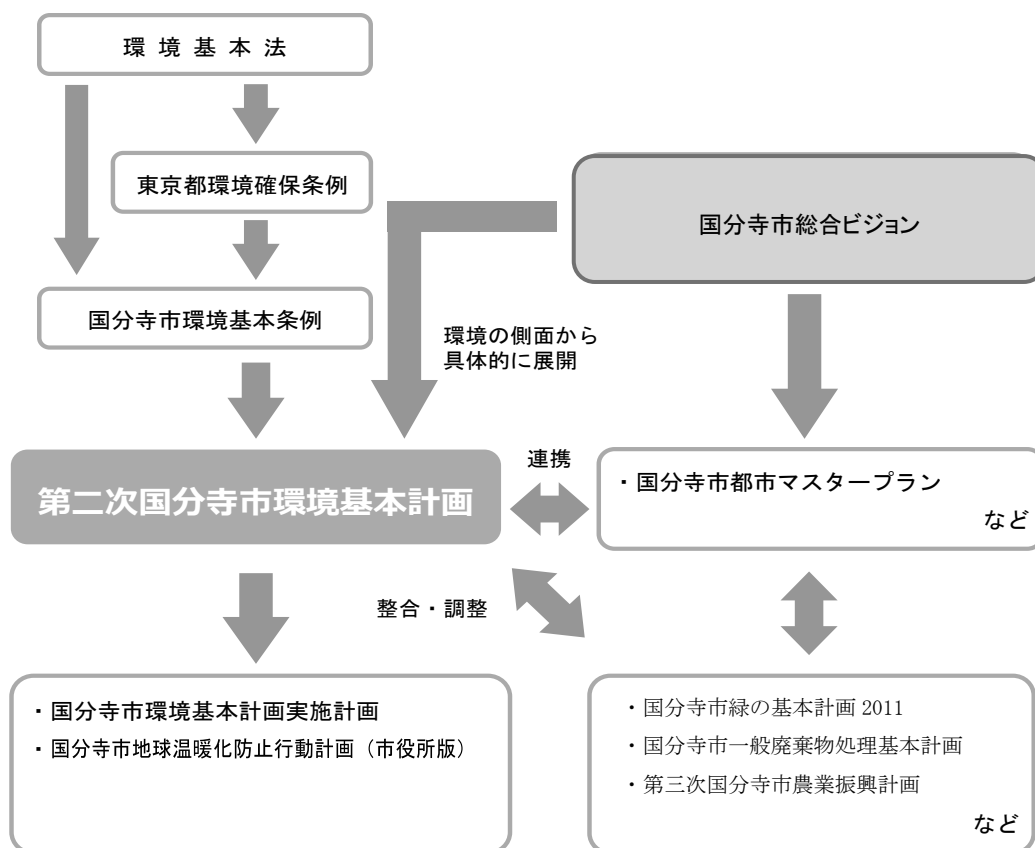
第1章 環境基本計画の概要

1. 国分寺市環境基本計画の策定

市民、事業者、市が協働のもとに、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために、「国分寺市環境基本計画」（以下「基本計画」といいます。）として平成16年3月に第一次基本計画を策定しました。その後、平成26年3月に計画を改定し、第二次基本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

基本計画は国分寺市環境基本条例に基づいた計画であり、国分寺市総合ビジョンを環境の側面から具体的に展開していくため、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の基本的方向性及び施策展開の指針を示すものです。



3. 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

基本計画は、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定したものです。市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ継承するために、「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築に向けて取り組みます。

(2) 計画の役割

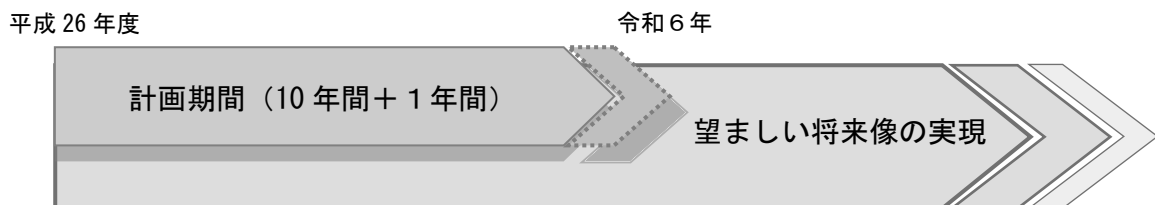
基本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示します。

(3) 計画の特徴

計画改定にあたり、市民ワークショップなどの意見収集、環境推進管理委員会からの提言、関係課へのヒアリング、庁内検討委員会など職員の合議組織による検討により、現状の把握や課題を抽出し、計画の体系などを整理しました。その後、環境審議会による審議、パブリック・コメントを経て、本計画を策定しました。

4. 計画の期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、概ね 30 年後を見越した上で、平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年間として計画を策定しましたが、令和 2 年度に 1 年延伸を決定し、令和 6 年度までを計画期間としました。



5. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる“①自然環境”，「公害」、「食」からなる“②生活環境”，「道路・交通」、「景観」、「歴史遺産・文化財」からなる“③都市環境”，「資源」、「温暖化・エネルギー」、「ごみ」からなる“④地球環境”，「教育・学習」、「人づくり」、「仕組みづくり」からなる“⑤環境教育・環境学習”の 5 つの分野を対象とします。

6. 国分寺市がめざす環境の将来像（望ましい将来像）

環境の望ましい将来像として「**未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境**」を設定しました。

国分寺市は、史跡武蔵国分寺跡をはじめ、新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた歴史遺産及び歴史的景観が多く残され、国分寺崖線や農地などの緑、お鷹の道・真姿の池湧水群など、緑と水の豊かなまちです。

市内には大きな工場がなく、都市計画道路の整備などによる安全かつ快適な交通環境の確保、ごみの減量化・資源化なども少しずつ進んでおり、良好な環境を形成しています。

樹林地や公園などでは協働による維持管理が行われ、活動を通して人と人のつながりが育まれています。

私たちは、こうした良好な環境を守り、育むためにも、環境に関心を持ち、学び、考え、ともに行動することで、「こくぶんじの豊かな環境」を未来の子どもたちへ引き継いでいきます。

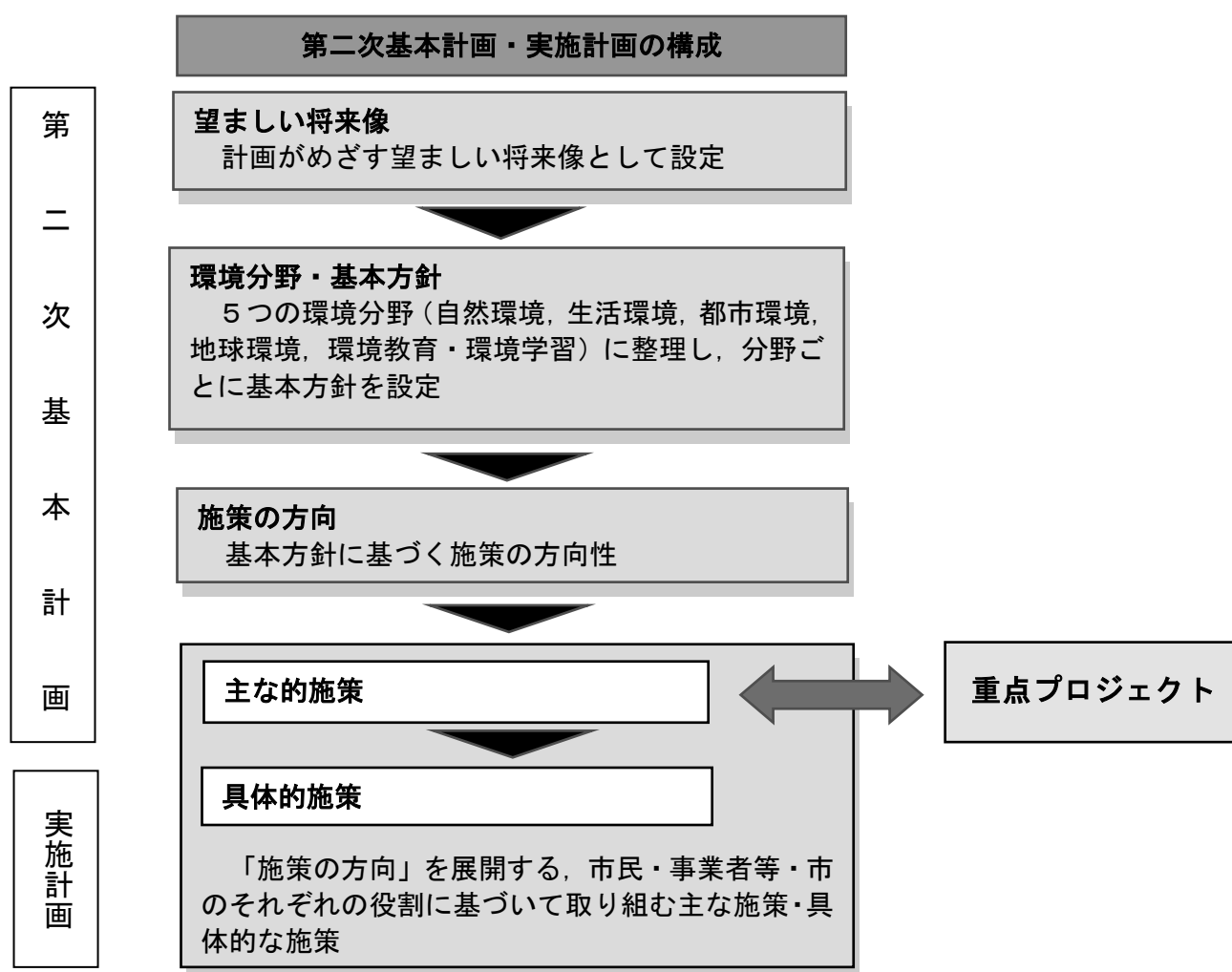
7. 第二次基本計画及び実施計画の構成

本計画では、全体的な視点から、1つの望ましい将来像を設定し、将来像を展開する5つの環境分野（自然環境，生活環境，都市環境，地球環境，環境教育・環境学習）を設け、環境分野ごとに基本方針を設定しました。

基本方針の下に「施策の方向」を整理し、さらに「施策の方向」を展開する「主な施策」，「具体的施策」を位置付け、市民，事業者等，市の役割に基づく取組を示しました。また，望ましい将来像を実現するため，市民ワークショップによる提案，環境推進管理委員会の提言をもとに，9つの重点プロジェクトを設定しています。

重点プロジェクトは，環境基本計画を具体的に推進することを目的としており，分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。

重点プロジェクトは毎年度，進ちょく状況を点検・評価し，進め方の見直しを行っています。



8. 実施計画

(1) 第二次環境基本計画実施計画（中期）

第二次基本計画を具体的に展開するための計画として，平成29年3月に第二次環境基本計画実施計画（中期）（平成29年度～令和2（平成32）年度）を策定しました。実施計画では，第二次基本計画に定めた49の「主な施策」の具体的な内容を示す「具体的施策」及び重点プロジェクトと主な施策の関連性について定めています。

これらの施策の令和2年度における実施状況は，第3章「重点プロジェクト」及び第4章「具体的な施策（取組）」のとおりです。

(2) 第二次環境基本計画実施計画（後期）

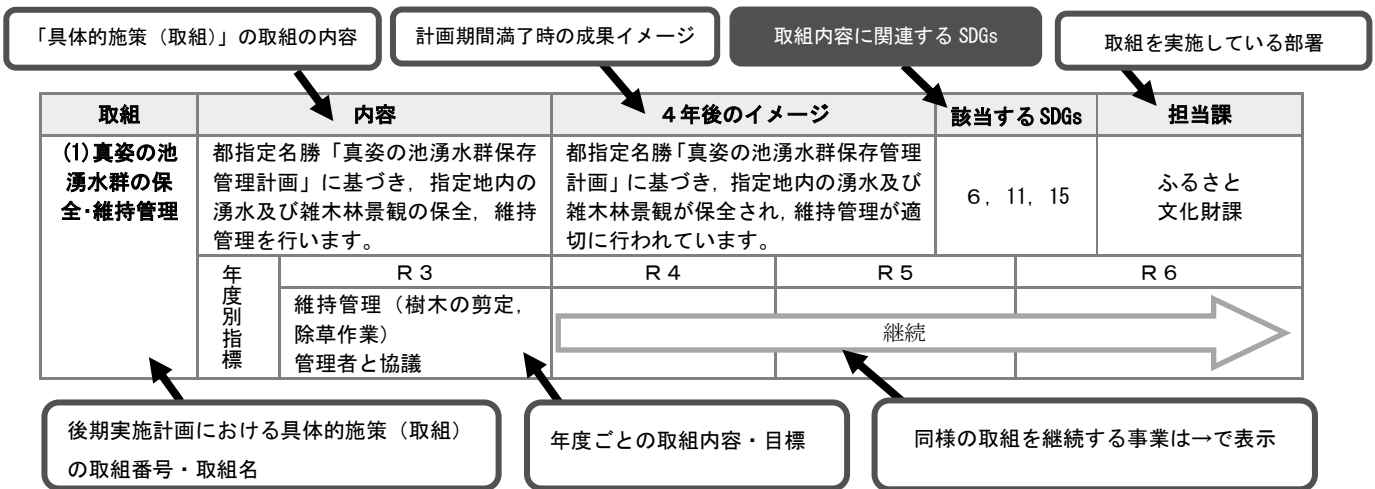
令和2年度で第二次環境基本計画実施計画（中期）が計画期間満了となったため、令和3年度から令和6年度を計画期間とした第二次環境基本計画実施計画（後期）（以下、「後期実施計画」という。）を策定しました。

後期実施計画とSDGsの関係について

後期実施計画では、基本計画の対象とする【自然環境】、【生活環境】、【都市環境】、【地球環境】、【環境教育・環境学習】の5つの環境分野における116の具体的施策（取組）に取り組むこととしています。これらの個々の取組について、SDGsとの関係を整理するため、後期実施計画上では、取組ごとに特に関連の深いSDGsの17のゴールを示しています（後期実施計画における、各取組と関連するSDGsの示し方については、以下の「後期実施計画における具体的施策（取組）と関連するSDGsの記載【例】」を参照）。

後期実施計画に位置付けた取組の推進を通して、持続可能なまちづくりを実現します。

「後期実施計画における具体的施策（取組）と関連するSDGsの記載【例】」



SDGs（持続可能な開発目標）とは

平成27年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の令和12（2030）年を達成期限とする世界共通の目標です。

SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すもので、17のゴール・169のターゲットが掲げられています。

SDGsは、途上国のみならず先進国を含めた全ての国が取り組む必要があるユニバーサル（普遍的）なものであるとともに、それぞれのゴールは密接に関連し、経済・社会・環境の三つの側面のバランスの取れた推進が重要とされています。目標の達成には政府、市民、企業といった様々な主体の行動が不可欠です。

<SDGs ウェディングケーキモデル>



ストックホルムレジリエンスセンターのヨハン・ロックストローム氏が提唱した、17のゴールを「環境」、「社会」、「経済」の3層に並べ替え、その軸にパートナーシップを配置した各ゴールの関係性の捉え方

出典：ストックホルムレジリエンスセンターホームページから作成

9. 施策体系

(1) 基本方針・施策の方向・主な施策

「望ましい将来像」を実現するために設定した環境分野・基本方針，施策の方向，主な施策は以下のとおりです。

望ましい将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ ーくぶんじの豊かな環境	【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち	1-1 緑と水のネットワークの形成 1-2 緑の保全 1-3 まちなかの緑化 1-4 水環境の保全・整備 1-5 都市農地の保全・活用 1-6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2-1 生活環境の確保 2-2 生活環境のモニタリング 2-3 化学物質対策の推進 2-4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したみちづくり 3-2 環境に配慮したまちづくり 3-3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し，エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4-1 地球温暖化対策の推進 4-2 省エネルギー・省資源の促進 4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 4-4 ごみの発生抑制，減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び，人のつながりや活動を生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進 5-2 人づくり，仕組みづくり

主な施策	
※ () 内番号は全ての「施策の方向」を通して振った施策番号 (通番)	
(1) 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
(2) 樹林地などの適切な維持管理 (4) 公園・緑地の整備	(3) 保存樹木等の指定 (5) 協働による維持管理
(6) 公共施設の緑化	(7) 民有地の緑化
(8) 湧水・地下水の保全・活用 (10) 野川整備事業の促進	(9) 用水路の保全・活用 (11) 雨水浸透の促進
(12) 都市農地の保全・活用 (14) 地産地消の推進	(13) 都市農業を支援する人材の育成
(15) 生き物の実態調査 (17) 生き物とのふれあいの機会の創出	(16) 外来生物対策 (18) 生物多様性に対する理解促進
(19) 低公害車の導入の推進・普及啓発 (21) 悪臭の発生防止	(20) 規制・基準などに関する事業者等への指導 (22) 生活騒音・振動対策の推進
(23) 大気や水質などの測定	(24) 空間放射線量などの測定
(25) 化学物質に関する情報の収集・提供	(26) 化学物質に関する事業者への指導
(27) 食の安全性の情報提供 (29) 給食食品などの放射性物質濃度の測定	(28) 食育の推進
(30) 道路整備の推進	(31) 自転車利用の推進
(32) 良質な住環境の創出 (34) まちの美化活動の促進	(33) 地域住民の交流によるまちづくり
(35) 地域特性にあった景観づくり	(36) 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
(37) 地球温暖化対策の計画的な推進	(38) 地球温暖化への適応
(39) 省エネルギー・省資源行動の促進	
(40) 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
(41) ごみの発生抑制 (43) ごみ減量や分別などの普及啓発	(42) ごみの減量化・資源化の推進
(44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 (46) 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	(45) 地域資源を活用した体験型学習の推進 (47) 環境活動の促進と支援
(48) 環境教育・環境学習の機会の促進	(49) 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援



重点プロジェクト(9)プロジェクト

(2) 重点プロジェクト

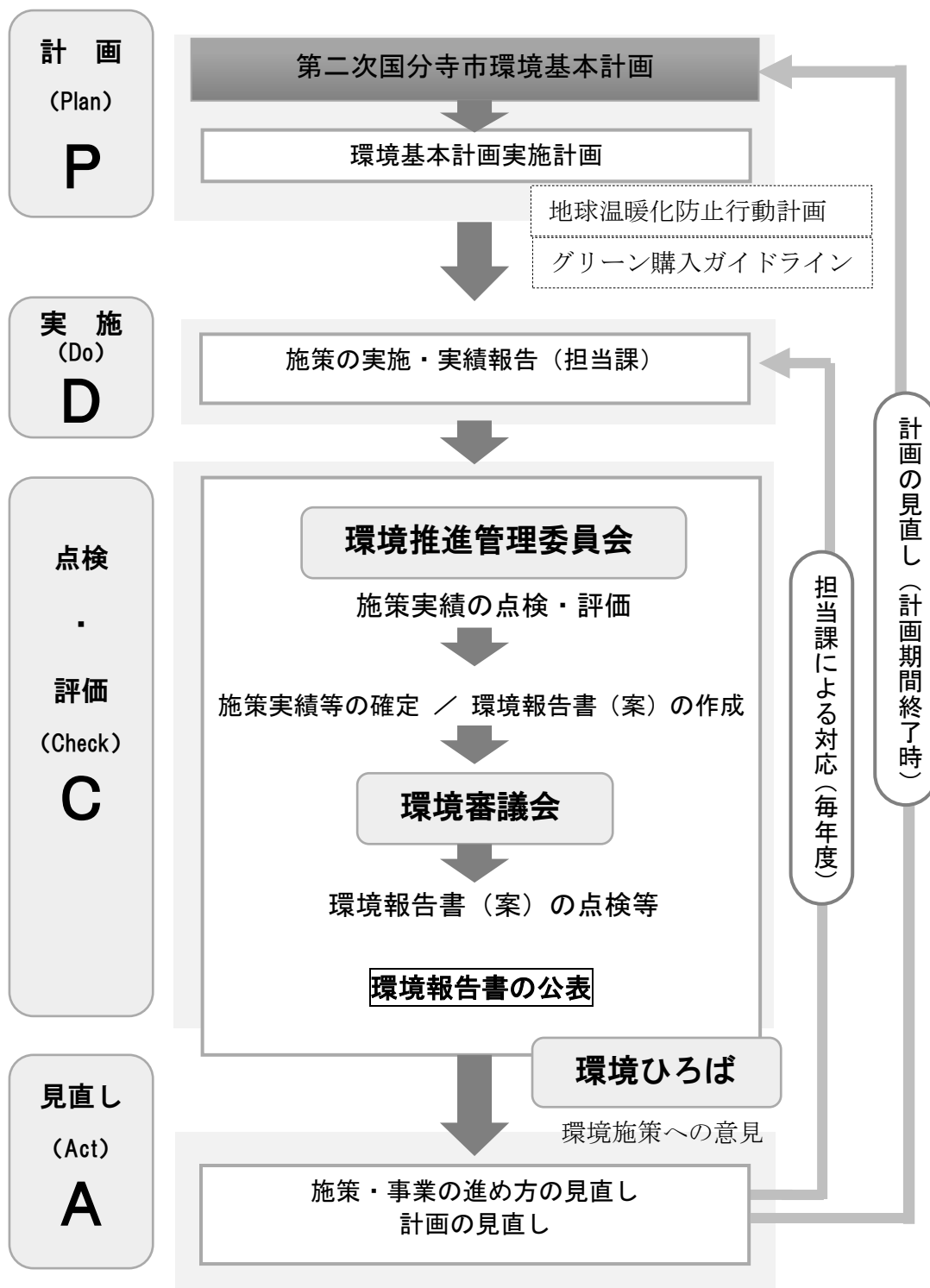
重点プロジェクトは、環境基本計画を具体的に推進することを目的としており、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。第二次基本計画において設定された重点プロジェクトと、実施計画において定められた重点プロジェクトに関連付けられた施策は以下のとおりです。

重点プロジェクト番号・重点プロジェクト	関連する主な施策 ※()内番号は全ての「施策の方向」を通して振った施策番号(通番)
① 在来生物の種や生態系などの生物多様性の保全に向けた取組の推進	(1) 拠点となる緑や水辺の保全・整備 (5) 協働による維持管理 (12) 都市農地の保全・活用 (15) 生き物の実態調査の実施 (18) 生物多様性に対する理解促進
② 地産地消の推進による都市農業の支援	(12) 都市農地の保全・活用 (14) 地産地消の推進 (45) 地域資源を活用した体験型学習の推進
③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	(8) 湧水・地下水の保全・活用 (9) 用水路の保全・活用 (10) 野川整備事業の促進 (45) 地域資源を活用した体験型学習の推進
④ 安心・安全な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	(23) 大気や水質などの測定 (24) 空間放射線量などの測定 (25) 化学物質に関する情報の収集・提供 (29) 給食食品などの放射性物質濃度の測定
⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進	(31) 自転車利用の推進 (37) 地球温暖化対策の計画的な推進
⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用	(4) 公園・緑地の整備 (36) 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
⑦ 資源循環型のまちづくりの推進	(42) ごみの減量化・資源化の推進 (43) ごみ減量や分別などの普及啓発 (44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進
⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進	(39) 省エネルギー・省資源行動の促進 (40) 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 (44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 (46) 環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり
⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	(48) 環境教育・環境学習の機会の促進 (49) 地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援

10. 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、下図のとおり 計画（PLAN）、実施・運用（DO）、点検（CHECK）、見直し（ACT）の手順により、各課の事業が環境に対してどのような負荷や影響を与えているかを把握し、環境に配慮した行動（環境プログラム）を推進するシステムです。

● マネジメントシステムの仕組み



《チェック機能》

●国分寺市環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第 27 条の規定に基づき、公募市民（2 人）、事業者の代表者（2 人）、学識経験者（3 人）、環境ひろばから選出された者（2 人）、市職員（3 人）の 12 人で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進捗状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第 30 条の規定に基づき、公募市民（4 人）、学識経験者（4 人）、事業者の代表者（2 人）、関係行政機関の職員（2 人）の 12 人で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●国分寺市環境ひろば ※協働の推進組織

国分寺市環境基本条例第 28 条の規定に基づき、協働の推進組織として平成 16 年 8 月に環境ひろばを設置しました。

毎月 1 回、市民、事業者、市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに、市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか、市民への啓発活動、環境イベントの開催などを行っています。

○ 国分寺市の状況

市の環境マネジメントシステムは、国分寺市環境基本計画実施計画、国分寺市地球温暖化防止行動計画、国分寺市グリーン購入ガイドラインにより推進しています。